

①事業名	【21】「食育推進プランの充実」～学校・家庭・地域が連携した取組の推進～ (食育基本法制定・栄養教諭制度創設に伴う食育の推進)	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 学校健康教育課(課長: 山口 敏)	
③施策目標及び達成目標	施策目標 2-5 健やかな体の育成 達成目標 2-5-6 児童生徒に食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、小・中学校における食に関する指導の取組を推進する。	
④事業の概要	<p>本事業は、平成17年に制定された食育基本法第9条により、国に食育に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することが義務付けられていることから、平成17年度から実施されている栄養教諭制度に基づき、食育をより推進するものである。</p> <p>具体的には、主に以下の2点を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭等を中心として、学校から家庭に対する効果的な働きかけの方策等について実践的な調査研究の実施、小・中学生の保護者向けの参考資料の作成・配布(栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業)</li> <li>・学校と生産者が連携した、学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進のための方策等に関する調査研究の実施(地域に根ざした学校給食推進事業)</li> </ul>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額: 438百万円(平成17年度予算額 - ) 事業開始年度: 平成18年度	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】 家庭や生産者と連携することによって、学校における食育をより効果的に推進する。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】 食育を推進することによって食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることができるため、健やかな体の育成という目標を達成できる。</p>	<p>⑨達成年度</p> <p>平成21年度</p>
⑩必要性	<p>学校における食育は、給食等学校で実施されるものにとどまらず、家庭や地域に働きかけることによって効果的に推進することが可能となることから、子どもが多く時間を過ごす家庭や地域社会(生産者)と連携していくことが不可欠である。</p> <p>しかしながら、家庭や生産者との連携については、地域差も大きいことから、その在り方等について調査研究を行うこと等によって全国的に推進する必要がある。</p>	
⑪効率性	<p>○栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業 全国47地域で調査研究を実施し、それに基づいて小学校1年生及び中学校1年生の保護者に参考資料を配布</p> <p>○地域に根ざした学校給食推進事業</p>	

		全国94地域で学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進等について実践的な調査研究を実施
⑫	想定できる代替手段との比較考量	<p>地域によって生産者の状況、食文化の在り方等が異なることなどから、食育を全国で推進していくためには、調査研究の実施等による先進事例の収集分析、普及啓発等を行っていくことが効果的である。</p> <p>これは、各地方自治体を越えた取組が求められるため、国が実施し各地方自治体に対して普及啓発等を行うものである。</p>
⑬	指標・参考指標	調査研究の実施状況・参考資料の配布状況
	効性	調査研究の実施状況を把握し、全国に情報提供することにより、全国の小中学校における食育の取組状況を改善できる。
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	<p>本事業で実施した調査研究により、望ましい食習慣や食に関する正しい知識を身に付けさせるための効果的な推進方策について成果を得るとともに、参考資料の配布により食育の重要性等に関する関係者への理解を図る。</p> <p>従来、食育については、地域や学校ごとに取組が区々であったが、本事業の実施によって、食育に全国的に取り組む契機ができることとなる。</p>
⑭	公平性、優先性	食育基本法の制定に伴い、国は食育を総合的かつ計画的に推進する責務を負っており、本年度から創設された栄養教諭制度を中心とした食育の推進は、文部科学省の最重要課題である。
⑮	評価に用いたデータ・情報・外部評価等	—
⑯	備考	

# 食育推進プランの充実

～学校・家庭・地域が連携した取組の推進～

## 背景

### 栄養教諭制度のスタート

- ・平成16年5月「学校教育法等の一部を改正する法律」の可決・成立
- ・平成17年4月 法律等の施行

### 食育基本法の制定

- ・平成17年6月「食育基本法」の可決・成立
- ・平成17年7月 法律等の施行
- ・食育推進会議の開催、食育推進基本計画の策定 等

## 今後の学校における食育推進のポイント

1. 教職員だけでなく、保護者や学校を取り巻く関係者の理解の促進や意識の高揚。
2. 家庭との連携（食の問題の中心は家庭であり、学校給食だけでは対応することは困難。）
3. 学校給食を中心として、学校関係者と農林水産業の従事者（生産者）の連携や学校での農林水産業における体験活動などの促進。

## 食育推進プランにおける新たな取組

### 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業

各地域において栄養教諭を中核として、家庭や地域の団体（PTA、生産者団体、栄養士会等）と連携、協力し、食育推進のための事業を実施する。特に、学校と家庭・地域が連携し、学校における食育を推進するため、家庭に対する効果的な働きかけの方策等について実践的な調査研究を行う。また、関係省庁の協力も得て、保護者に対して、食育の重要性や留意事項等について説明した参考資料を作成し、配布する。



### 地域に根ざした学校給食推進事業

学校と生産者が連携し学校給食の充実を図るため、関係省庁や生産者と連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進のための方策等についての検討を進める。また、各地域においても栄養教諭等が中心となって、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進の在り方、単独調理場方式による教育的効果等について実践的な調査研究を実施する。

